域の要望は非常に強いものとなっている。観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地ところである。また、通学児童のいたましい交通事故や、地域の人々の誇りや動等への影響や、長時間の停電が発生し早期の復旧・復興活動に支障を来した動等への影響や、長時間の停電が発生し早期の復旧・復興活動に支障を来した か向 Ġ 、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の

とする。 第十二条を活用した新設電柱の占用禁止及び設置抑制に取り組んでいくことに応じ、条例の制定を検討するとともに、道路法第三十七条や無電柱化推進法これに対して、我々は、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要

に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求める。政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前 2 VI う社会 0 実現

- の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。六年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を令和六年内る令和七年度においても、必要な予算・財源を確保すること。また、令和「防災・滅災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度とな
- 支援を行うこと。また、関係省庁と電線管理者が連携し、確実に電柱が撤とともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対しては、財政的な重点市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行う 去されるよう取り組むこと。
- うこと。 設計・施工等を一体的に発注する包括委託方式等の推進地方公共団体の経験不足への対応や事業のスピードア にッ 向プ け支援を行いを図るため、
- なるコスト縮減手法の実現に取り組むこと。関係省庁は電線管理者と連携し、既設の側 既設の側溝の活用や、 地 上 配 0 更
- 化等の様々な手法により早期に無電柱化を図ること。ともに、特に緊急輸送道路については、道路事業との同時整備や単独地中化について、電線管理者が実施箇所を明確にしつつ主体的に実施すると地震や台風等による大規模停電の発生を防止・抑制するための無電柱

味りた した上で、所要額を満額確保すること。財源の創設等により、令和七年度道路関係予算は、賃金水準などの上昇もこれらの項目も踏まえ、山積する無電柱化の課題に対応していくため、新 所要額を満額確保すること。 どの上昇も加いくため、新た

右、決議する。

令和六年六月十三日

「無電柱化を推進する市区町村長の会」 令和六年度定期総会